		規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合又は銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。）
第十一条第三項第十四号イ(4)	農林中央金庫等	農林中央金庫等又は信用農水産業協同組合連合会
第十一条第三項第十四号イ(5)	場合において	場合（法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（以下この(5)において「銀行法」という。）第五十二条の五十六第一項の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合を含む。）において
第十一条第三項第十四号イ(7)(ii)	第二十七条	第二十七条（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
	第五十二条の五十六第二項	第五十二条の五十六第二項（法附則第三十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）
第十一条第三項第十四号ロ	者	者（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しの日から五年を経過しない特定承継会社であった者）
第十一条第三項第十五号イ及び第十六号	利用者	利用者又は顧客
第十一条第三項第二十二号イ	名称	名称又は商号
第十一条第三項第三十三号	農業協同組合法第十一条の七第一項、水産業協同組合法第十一条の十の二第一項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十二条第一項
第十一条第三項第三十四号ハ	農業協同組合法第十一条の四第三号、水産業協同組合法第十一条の八第三号	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二
第十一条第三項第三十四号ニ	農業協同組合法第十一条の九ただし書、水産業協同組合法第十一条の十二ただし書	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条の二ただし書
第十一条第三項第三十六号	信用農業協同組合連合会（法第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。）	特定承継会社
	主たる事務所	本店
第十一条第三項第三十七号	農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十一条第一項及び第二項

第十一条第三項第三十七号イ	農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第三項
	農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の二第四項	法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法第二十条第六項
第十一条第三項第三十八号ヘ	名称	名称又は商号
第十一条第三項第三十八号チ	農業協同組合連合会	農業協同組合連合会若しくは他の特定承継会社
第十一条第三項第三十九号	事務所（無人の事務所	事務所又は営業所（無人の事務所若しくは営業所
	事務所を	事務所若しくは営業所を
第十一条第七項第二号	農業協同組合連合会	農業協同組合連合会若しくは他の特定承継会社

附則第四十条第二項の表銀行法施行規則第三十四条の四十三第二項の項中「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合連合会等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令」を「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令」に改める。

附則第四十二条を附則第四十四条とし、附則第四十一条を附則第四十三条とし、附則第四十条の次に次の二条を加える。

（欠格事由）

第四十一条　特定承継会社が法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における農林中央金庫又は信用農水産業協同組合連合会に対する第十一条第三項第十四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第三項第十四号イ(3)	法人	法人（農林中央金庫が法附則第三十三条第一項の規定により適用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十七条又は第二十八条の規定により法附則第二十六条第一項の認可を取り消された場合にあっては、その取消しに係る特定承継会社）
第十一条第三項第十四号イ(3)(i)	第四十二条第五項	第四十二条第三項（令附則第十七条において準用する場合を含む。）及び(7)(i)において同じ。）
	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）	銀行法
	第四十二条第三項	第四十二条第三項（令附則第十七条において準用する場合を含む。）において同じ。）